

平成 26 年 7 月 24 日  
一般廃棄物課  
産業廃棄物課

## 1 廃棄物処理計画の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 2 項に基づき、廃棄物処理計画には県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、以下の事項を定めることとされている。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

現行の福島県廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）は県総合計画の個別計画として平成 23 年 3 月に策定されたもので、計画期間が平成 23 年度～27 年度となっている。

## 2 処理計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の方向性

現行の計画期間は平成 27 年度が最終年度となっているが、東日本大震災の影響による廃棄物の発生状況の変化等を踏まえ、一年前倒して新たな処理計画を策定するものである。

策定に当たっては、県総合計画「ふくしま新生プラン」や第 4 次福島県環境基本計画の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを進めることを基本的な考え方とする。

### (2) 計画期間

県総合計画及び県環境基本計画の計画期間の終期は平成 32 年度であり、法に基づき国が策定する廃棄物適正処理基本方針の次期目標年度も平成 32 年度となる見込みである。これらの策定期間と次回の処理計画の策定期間を合わせることにより、内容の整合性を図ることとする。

そのため、計画期間を平成 27 年度～32 年度の 6 か年計画とする。

## 3 処理計画策定の経緯

平成 14 年 3 月 処理計画策定（法が平成 12 年 6 月に改正されたことにより策定。）

計画期間：平成 14 年度～平成 22 年度 中間目標年度：平成 17 年度

平成 18 年 3 月 処理計画改定（計画期間の中間目標年度に見直しを行ったもの。）

計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度

平成 23 年 3 月 処理計画策定（前処理計画が終期を迎えたため策定）

計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度

## 4 平成 25 年度廃棄物実態調査結果の概要

別紙資料 2 のとおり